

No.180

Hirado Silver Human Resources Center

事務局だより

令和6年2月16日発行

2月度の事務局だよりをお届けします！早いものであつという間に1月が終わってしまいました。「2月は逃げる」とよく言われますが、日数が少ない2月も油断しているといつの間にか月末を迎えてしまいそうですね。年度末に向けて慌ただしくなりますが、ゆとりをもって計画的に行動していきましょう！とくに確定申告はお忘れなく！！

季節の変わり目 ～ 春の体調不良にご注意を！ ～

気温も上がってポカポカ陽気の日も増えてくるこれからの季節。気持ちよく過ごしやすいかなあ～と思いきや、実は身体の不調が起こりやすい時期であるとも言われています。

ひとつは 寒暖差の影響による自律神経の乱れ。3月から春先にかけて、1年の中で最も昼夜の気温の差が大きくなります。激しい寒暖差が自律神経に負担をかけ、そのバランスが崩れてしまうと、倦怠感や食欲不振、頭痛やめまいなどのさまざまな不調が現れてしまいます。

この時期の体調管理には服装での体温調整が重要！ 調整しやすい服装を意識して、気温に合わせてこまめに脱ぎ着しましょう。ネックウォーマーなど着脱しやすいアイテムを活用するもの良いですね。



もうひとつは インフルエンザ。例年 1月～3月にかけて流行のピークを迎えます。いったん流行が始まると、一気に感染が拡大するところが怖いところです。うがい・手洗い・マスク着用といった「かからない」ための対策はもちろんです。咳エチケットや体調に不安があるときには外出を控えるなどの「うつさない」対策も合わせて大切です。

暖かくなっても油断せずしっかりと体調管理をして、元気に楽しい春を迎えましょう！



令和5年分 配分金の確定申告について

今年も確定申告の時期となりました。よくご確認のうえ、**期限内に必ず確定申告を行っていただきますようお願い致します。**



- ☆ 配分金は、所得税法上では**雑所得**の取り扱いとなり、**所得税・市県民税の申告が必須**です。
- ☆ 確定申告にはあらかじめ地域班会にて配布した**配分金支払証明書が必要**です。**確定申告時に必ずご持参ください。**
- ☆ 申告についてはご自身で判断せず、平戸市役所税務課もしくは平戸税務署へお尋ねください。

雑所得の金額は1年間の収入から必要経費を差し引いた金額です。必要経費が55万円未満の場合は、租税特別措置法第27条「家内労働特例」を適用し、配分金収入から55万円を上限として差引することができます。(但し、収入金額が限度となりますので、配分金が55万円未満の場合はその額が控除の限度額となります。)

▽ 収入が配分金のみの場合

$$\left(\begin{array}{c} \text{配分金} \\ - \text{特例控除} \\ \quad 55\text{万円} \\ - \text{基礎控除} \\ \quad 48\text{万円} \\ - \text{その他の所得控除} \\ \quad (\text{扶養・特別扶養・保険など}) \end{array} \right) \times \text{所得税率} = \text{所得税額}$$

▽ 収入が配分金と年金の場合

$$\left(\begin{array}{c} \text{配分金} \\ - \text{特例控除} \\ \quad 55\text{万円} \\ + \text{公的年金} \\ \quad \text{など} \\ - \text{公的年金} \\ \quad \text{等控除} \\ - \text{基礎控除} \\ \quad 48\text{万円} \\ - \text{その他の所得控除} \\ \quad (\text{扶養・特別扶養・保険など}) \end{array} \right) \times \text{所得税率} = \text{所得税額}$$

- ◆ 配分金収入があっても年金は減額されません。
- ◆ 給与所得（派遣事業を含む）や農業収入等がある場合は税務署へお尋ねください。
- ◆ 税務署ではインターネットによるご自宅で申告書作成・提出ができる「e-Tax（国税電子申告・納税システム）」の利用を推奨しています。詳しくは国税庁のホームページをご覧ください。

国税庁 🔍 検索

Smile to Smile (スマイル トゥ スマイル) サービス 運用開始！

当センターでは、インターネットを利用した情報提供サービス「Smile to Smile (スマイル トゥ スマイル)」の運用を昨年12月より開始しました！このサービスを多くの会員の皆さんにご利用いただきたいと思います。今後、閲覧できる情報も増やしていく予定です。サービス利用までのステップは簡単！まずはご登録を！！

ステップ1 職員に『利用したいです！』とお声かけください

お電話でも大丈夫です！

ステップ2 必要な情報を登録します

事務局より【ID】と【仮パスワード】をお知らせしますので、Smile to Smileのサイトにログインして、【新しいパスワード】と【メールアドレス】を登録します。

サービス利用開始！



スマホ操作に不安がある方は、**利用希望をお知らせいただいて、事務局にて職員が登録のお手伝いをします。**一度登録すれば、あとはご自身で簡単にアクセスできます。登録だけでも先に済ませておくと、今後の活用が便利です！

どんなことができるの??

センターからのお知らせや、就業情報をいつでも閲覧・確認することができます。今後、配分金明細や配分金支払証明なども確認できるよう検討していく予定です。



利用するために必要なものは??

インターネットに接続できる パソコン、スマートフォン、タブレット いずれかが必要です。

登録・利用に費用はかかるの??

登録費用はかかりません。ただし、インターネットの利用にかかる通信料は発生します。

Smile to Smile (スマイル トゥ スマイル) は、センターと会員との連携強化のために重要なサービスです。普段はインターネットを使わない方も、これをきっかけにチャレンジしてみませんか??

皆さまのご登録を待ちしております！

令和5年度 地域班会が開催されました！

1月16日の獅子・紐差班の合同地域班会を皮切りに、下記のとおり地域班16班の令和5年度地域班会が開催されました。今年度の班会も事務局と会員との意見交換、また会員同士の交流の場として多数のご出席をいただきました。会では事務局より事業実績等の現状や配分金の改定について説明がありました。引き続き行われた意見交換では、会員からの活発な質問や要望も寄せられました。



班名	会員数	出席数	出席率
平戸度島班	4	3	75%
平戸東南部班	34	19	56%
平戸西部班	19	4	21%
平戸北部班	13	11	85%
中野班	7	4	57%
獅子班	18	11	61%
紐差班	12	6	50%
宝亀班	2	1	50%

班名	会員数	出席数	出席率
中津良班	15	12	80%
津吉班	15	11	73%
志々伎班	14	8	57%
生月班	24	11	46%
田平北班	16	8	50%
田平南班	12	8	67%
田平東班	9	5	56%
大島班	15	12	80%

これからも会員一人ひとりのご協力・ご支援をお願いします。
事務局と共に平戸市シルバー人材センターを盛り上げていきましょう。

安全就業委員会からのお知らせ

安全就業委員会より12月・1月に指摘事項はありませんでした。また損害事故・傷害事故いずれも発生の報告もありませんでした。引き続き安全就業への心がけをお願いします。冬は寒さで身体が硬くなりがち。就業前には準備体操やストレッチなどでしっかり身体をほぐしてケガの防止に努めましょう！



〈編集発行〉

公益社団法人 平戸市シルバー人材センター

(平戸市鏡川町930番地)

TEL 0950-22-3100

FAX 0950-22-3114

E-mail hirado@sjc.ne.jp

HP <https://webc.sjc.ne.jp/hirado/index>